
「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン 推進プラン

平成27年度～平成31年度

安心とにぎわい
みんなにあたたかい
日本一のコンパクトシティ蕨



蕨 市

目次

第1章 策定の背景	1
1. 本市を取り巻く社会経済状況	1
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	1
(2) 不安定な経済動向と財政の悪化	1
(3) 行政需要の多様化と市民参加の進展	2
2. これまでの行政経営と今後の財政の見通し	2
(1) これまでの行政経営の取り組み	2
(2) 今後の財政の見通しについて	3
3. 更なる経営戦略の必要性	6
第2章 基本方針	7
1. プランの目的	7
2. 経営戦略の柱	8
(1) 協働の更なる推進	8
(2) 職員力・組織力の更なる向上	8
(3) 自律した行財政運営	8
3. 計画期間	8
4. 推進体制	8
(1) 蕨市経営戦略推進本部	9
(2) 蕨市経営戦略推進本部部会	9
(3) 推進員	9
第3章 推進項目	10
1. 協働の更なる推進	10
2. 職員力・組織力の更なる向上	12
3. 自律した行財政運営	15
4. 推進項目一覧	17

第1章 策定の背景

1. 本市を取巻く社会経済状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

戦後一貫して増加していたわが国の総人口は、平成20年頃をピークとして減少局面に突入し、平成22年国勢調査では1億2806万人となっています。今後、平成42年(2030年)頃には1千万人程度減少し、更に平成60年(2048年)頃には1億人を下回ることが予測されています（国立社会保障・人口問題研究所の平成24年1月推計。中位推計）。

また、少子高齢化の傾向は今後も続き、平成72年(2060年)には年少人口(0~14歳人口)が9.1%、生産年齢人口(15~64歳人口)が50.9%、老人人口(65歳以上人口)が39.9%になるものと推計され、更なる少子高齢化が見込まれています。

本市における合計特殊出生率は1.11(平成24年)と低い値(全国平均1.41、県平均1.29)にあり、総人口は平成23年度から微減しています。また、高齢化率についても全国平均よりは低いものの、平成26年11月1日現在では、22.51%となっており、市民の4.5人に1人が高齢者という状況にあります。

(2) 不安定な経済動向と財政の悪化

近年の世界経済の動向をみると、平成19年の米国サブプライムローン問題や翌平成20年のリーマンショック、更には平成23年の欧州債務問題の深刻化などにより世界的な景気後退局面に陥り、現在も不安定な状態にあります。

各種経済指標を分析し経済の基調判断を示した「月例経済報告」(内閣府)から、ここ数年のわが国の経済動向をみると、平成24年12月には「景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている。」とされていたものが、平成25年6月には「着実に持ち直している。」とされ、その後、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動があったものの、平成26年11月においても「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と、引き続き、回復基調にあるとされています。更に、平成32年(2020年)の東京オリンピック開催など、わが国の経済回復に向けた明るい要素もあります。

しかしながら、依然として、国・地方自治体では厳しい財政運営が続くなか、本市においても、市税収入はほぼ横ばいの推移を見込んでおり、平成2

5年度の経常収支比率は87.6%と、平成21年度の91.0%と比べ改善されてはいるものの、引き続き、財政構造の硬直化が続いています。

（3）行政需要の多様化と市民参加の進展

社会の成熟化に伴い、行政に対するニーズも多様化・高度化し、環境問題、福祉・介護、まちづくり、教育など、行政による従来の手法だけでは解決が困難な課題も生じるようになりました。その一方、余暇時間の増大や、心の豊かさを求める機運が高まっていることなどを背景として、人々のまちづくりへの参加意識は高まっており、そのニーズを反映するためのシステムづくりが求められています。

本市においては、全国でもいち早く国のモデルコミュニティの指定を受け、昭和40年代から各行政区にコミュニティ・センターを設置して活動を展開するなど、他市に先駆けてコミュニティ活動が展開されてきました。更に平成25年4月には、「蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称：みんなで創るわらび推進条例）」を施行して、市民参画・協働のまちづくりを進めています。

今後、高齢化の進行により、最も基本的な“参加の場”である地域コミュニティや、個人の関心に沿ったテーマコミュニティの活力低下も懸念されていることから、これから高齢期を迎える人々や、若者へ参画を促していくことも重要になっています。

2. これまでの行政経営と今後の財政の見通し

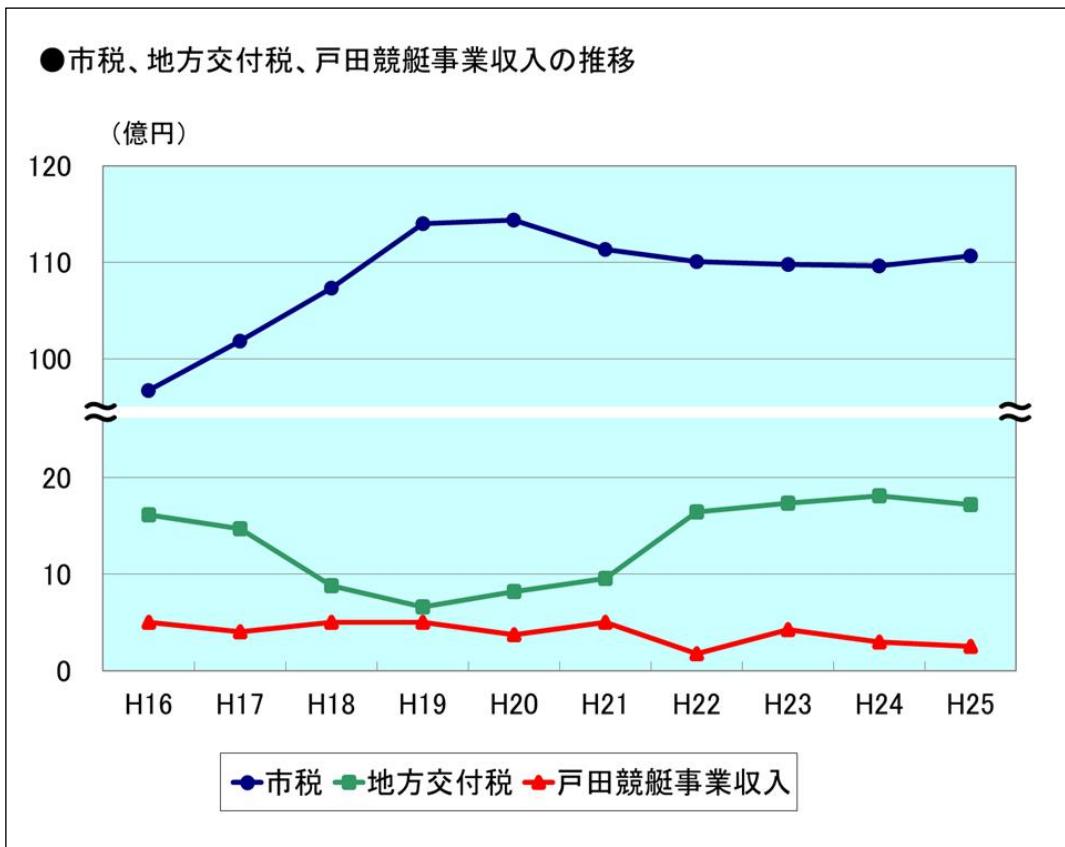
（1）これまでの行政経営の取り組み

本市では、昭和60年の「第1次蕨市行政改革大綱」以来、5次にわたって大綱を作成し、行政改革に向け、不断の努力を続けてきました。

平成17年に策定した「蕨市行政経営戦略プラン」（第4次蕨市行政改革大綱）では、川口市、鳩ヶ谷市との合併協議が白紙化した後、単独市として行財政基盤を確立するための新たな改革に取り組み、平成22年に策定した「わらび地域力発揮プラン」（第5次蕨市行政改革大綱）では、協働を基調としたまちづくりを進めるなかで、自律した行財政運営の確立に向け、自主財源の確保はもとより、新たな有料広告事業の実施や外郭団体への支出の見直しなど、多角的な手段による財源確保、選択と集中によって市民ニーズに応える行政サービスに取り組んでいます。

(2) 今後の財政の見通しについて

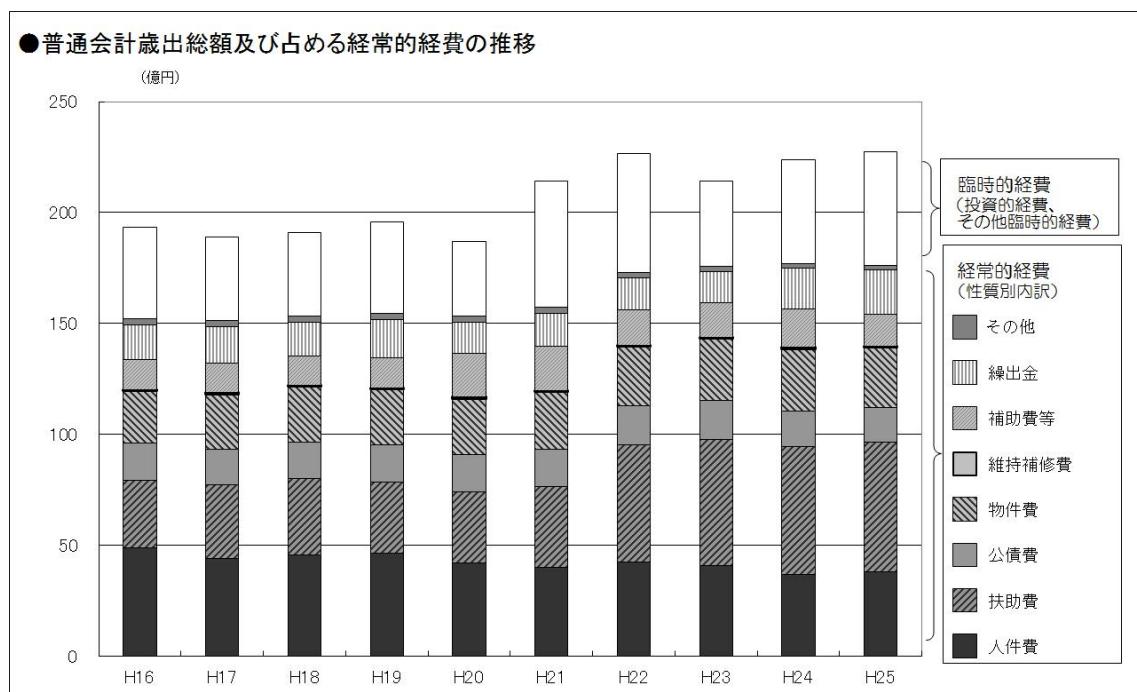
歳入の見込みでは、自主財源の根幹をなす市税収入は、今後の税制改正や景気動向による増減要因はあるものの、市域が狭く、個人市民税や固定資産税が多くを占める税収構造の本市では、少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、現状を上回る水準は見込めません。県税である地方消費税に係る交付金は、社会保障と税の一括改革による税率の引き上げで増収となり、社会保障財源となることが期待されますが、国の財政健全化への取り組みにより、地方交付税は減額が予想されます。また、かつては多額の収入源であった戸田競艇事業収入は経営改善に取り組んでいますが、現状維持と見込まれるところです。そのため、歳入環境は引き続き厳しく、基金残高の取り崩しや市債の発行に依存していくこととなります。



一方、歳出では、既に扶助費の伸びが続く中で、少子高齢化の更なる進行に対応した、子ども・子育て支援や医療・介護サービスの充実など、社会保障費の大幅な増加が見込まれます。投資的事業では、昭和40年代から50年代にかけて建設した公共施設等が更新時期を迎えることから、長寿命化や耐震化等への対応が重要課題となっているほか、錦町土地区画整理や中央第一地区のまちづくり、蕨駅西口再開発事業などの都市基盤整備事業は

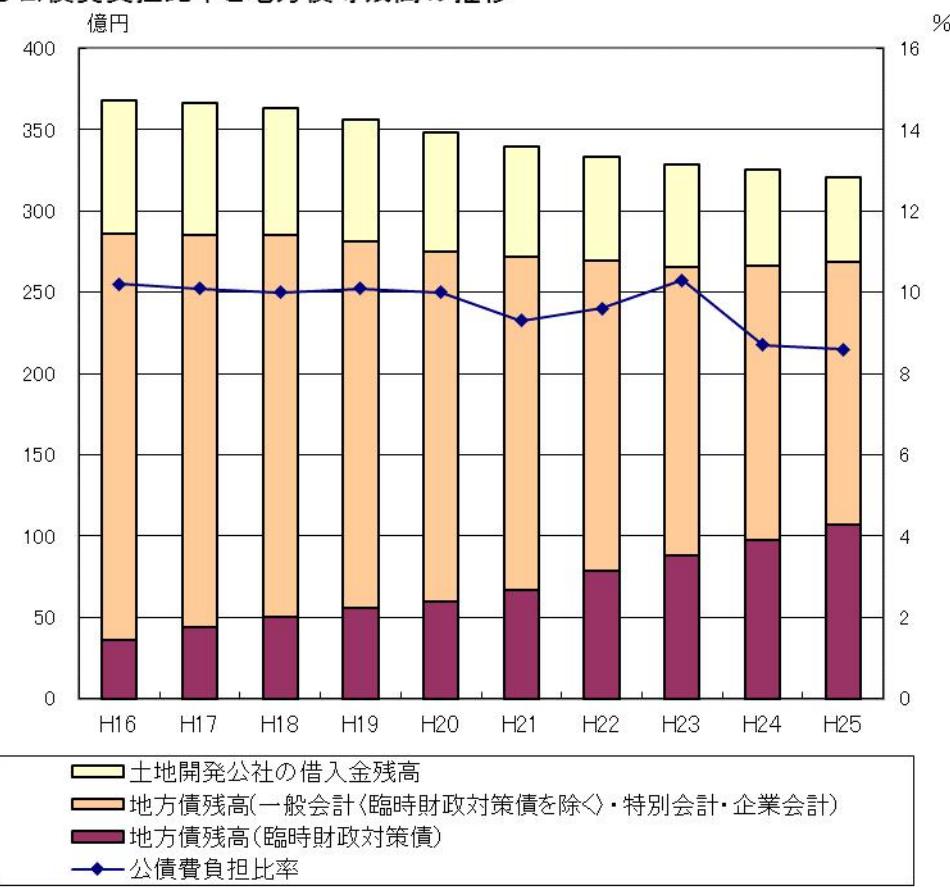
多額の事業費を必要としており、併せて、蕨市土地開発公社が先行取得した土地を計画的に買い戻し、健全化を図らなければなりません。また、市民からの要望は多様化しており、安全・安心意識の高まりによる防犯・防災対策事業をはじめとして、さまざまな財政需要が見込まれているところです。

その結果、経常的経費は増加し、財政の硬直化の進行は避けられず、新たな施策や投資的事業に振り向けることができる財源は、徐々に限られていくこととなります。



- <経常的経費> 毎年、経常的に支出される経費で、行政運営を行うために必要な一種の固定的経費。
- <臨時の経費> 道路や公園、その他公共施設の建設費など一時的な行政需要に対して支出される経費。
- <人件費> 特別職や職員などに対し、給与や諸手当などとして支払われる経費。
- <扶助費> 生活保護・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などのため、社会保障制度の一環として支出される経費。
- <公債費> 地方債（借金）の返済（元金・利子）にかかる経費。
- <物件費> 公共施設の電気・水道料などの光熱水費や各種の委託料などに支出される経費。
- <維持補修費> 道路や公共施設の修理などに充てられる経費。
- <補助費等> 民間団体（各自治会や任意の活動団体など）や他の公共団体に支出する補助金や負担金として支出される経費。
- <繰出金> 一般会計から特別会計に対して支出する（特別会計の歳入）経費。

●公債費負担比率と地方債等残高の推移



＜土地開発公社借入金＞ 土地開発公社は地域の秩序ある整備を図るため、必要な公有地となるべき土地を市に代わって先行取得してきましたが、取得にあたっての借入金については、市が債務負担行為（後年度の債務を約束すること）を設定しているため、土地開発公社借入金の残高は、市の将来的な財政負担となります。

＜臨時財政対策債＞ 地方財源の不足に対処するため、平成13年度から、地方公共団体において発行することとされた地方債。本制度は、当初平成15年度までの3年間の臨時措置として導入されました。その後5度にわたる延長で、現行では平成28年度まで継続されます。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、地方交付税の算定の基礎となります。

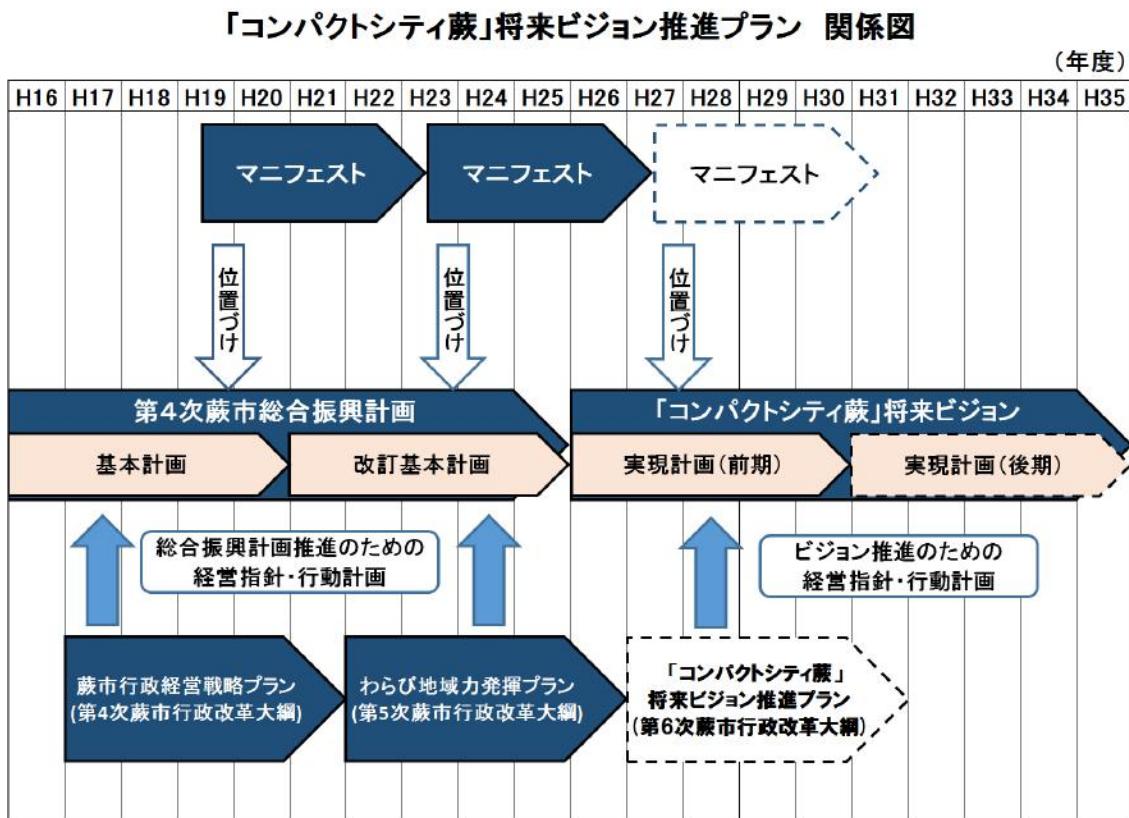
＜公債費負担比率＞ 公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合。この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。（普通会計決算）

3. 更なる経営戦略の必要性

本市では、平成26年度からスタートした「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンに基づき、まちの将来像「安心とにぎわい みんなにあたたかい 日本一のコンパクトシティ蕨」の実現に向け、だれもが「わがまち」と実感できる、魅力あるまちを目指して、まちづくりを着実に進めています。

しかし、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行に加え、先行き不透明な経済状況にあるなかで、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に応えていくためには、地方分権の進展のもと、個性が豊かに發揮されるような地域づくりを目指すとともに、市民の暮らしに最も身近な自治体として、自律的な行政運営体制を更に強固にすることが求められています。

そこで、引き続き、行政改革を進めるとともに、歴史・文化、コミュニティの豊かさと利便性の高さをあわせ持つ「コンパクトシティ蕨」の魅力を最大限に活かしながら、市民と行政が一体となって市を経営していくための更なる戦略を打ち出していく必要があります。



第2章 基本方針

1. プランの目的

本市では、第4次蕨市総合振興計画に代わる新たな最上位計画として、平成26年度から10年間を計画期間とした「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンを策定し、目指すべきまちの将来像として、「安心とにぎわい みんなにあたたかい 日本一のコンパクトシティ蕨」を掲げています。

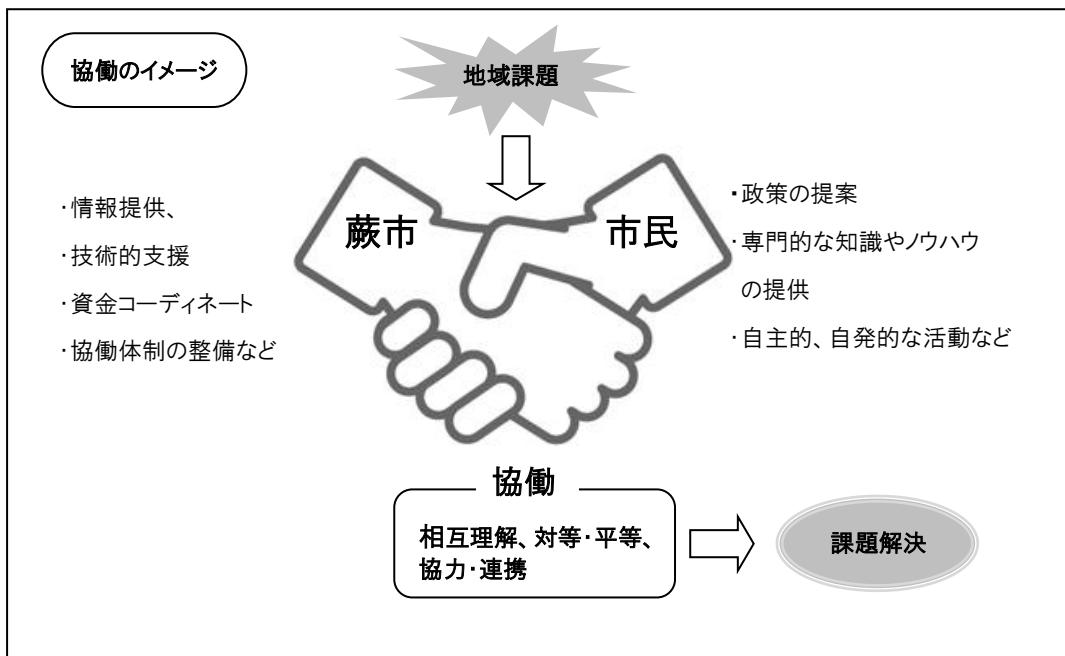
このプランは、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの推進に向け、引き続き、市民との協働をいちばんの推進力として、分野横断的な視点から、持続可能な都市経営を着実に推進していくための行動指針とする目的に定めるものです。

なお、本プランについては、第6次蕨市行政改革大綱としても位置づけるものとします。

蕨市における「協働」の定義

市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認め合い、自立した対等のパートナーとしての関係を築きながら、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力して取り組むことです。（みんなで創るわらび推進条例第2条）

※ここでいう「市民」とは、蕨市で生活し、活動している人をいい、市内に居住する人のほか、市内で働く人、学ぶ人、更には市内で活動する企業やNPOなどの法人、町会、市民活動団体などを指します。



2. 経営戦略の柱

都市経営に取り組んでいくためには、まちづくりの主体である市民と市職員の双方が、持てる力を遺憾なく発揮するとともに、その力をまちづくりにつなげていくための枠組みとなる自律した行財政運営が不可欠となります。

そこで本プランでは、将来ビジョンのまちづくりの理念「みんなで未来の礎を創る」を取り組みの基本姿勢とし、「協働の更なる推進」「職員力・組織力の更なる向上」「自律した行財政運営」の3つを経営戦略の柱として位置づけることとします。

(1) 協働の更なる推進

市民意識の高揚を図りながら、協働の仕組みの活用やさまざまな機会を捉えた参画と協働の場づくりなどを通じて、市民と行政との協働による、誇りと愛着のある礎らしいまちづくりの実現を目指します。

(2) 職員力・組織力の更なる向上

市民から信頼され、市民とともに歩む行政であることを基本としながら、地方分権や少子高齢化など、社会経済状況が変化するなかで多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに対応していくため、行政の職員力と組織力を高め、行政サービスの向上を目指します。

(3) 自律した行財政運営

厳しい社会経済状況のなか、地方分権の進展に対応しつつ行財政改革を進め、高まる行政需要に的確に応えていける自律した行財政運営を確立し、将来構想の実現に向けた取り組みを力強く推進するための基盤づくりを目指します。

3. 計画期間

計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

4. 推進体制

プランの推進に当たっては、引き続き、庁内に次の組織を設置し、全庁的に取り組みを行います。

(1) 蕨市経営戦略推進本部

市長を本部長とし、将来ビジョンの進行管理及びプランの実施、並びにその他経営戦略に係る重要事項の協議を行います。

(2) 蕁市経営戦略推進本部部会

プランに位置づけられた推進項目の実施に当たり、分野横断的な事項など、本部が特に必要と認める事項について調査研究を行います。

- 地域力創造部会

経営戦略の柱のうち、「協働の更なる推進」に係る推進項目を所管します。

- 組織・人材育成部会

経営戦略の柱のうち、「職員力・組織力の更なる向上」に係る推進項目を所管します。

- 行財政運営部会

経営戦略の柱のうち、「自律した行財政運営」に係る推進項目を所管します。

※ワーキンググループは、必要に応じて設置します。

(3) 推進員

全所属長を推進員とし、各推進項目を着実に実施していきます。



第3章 推進項目

1. 協働の更なる推進

市民意識の高揚を図りながら、協働の仕組みの活用やさまざまな機会を捉えた参画と協働の場づくりなどを通じて、市民と行政との協働による、誇りと愛着のある蕨らしいまちづくりの実現を目指します。

協働の環境づくり

●協働推進月間の創設

「協働推進月間」を設け、市民活動団体の活動紹介や協働の事例発表、普及啓発活動などを行うとともに、推進月間に合わせ、蕨市独自の協働のシンボルマーク及びキャッチフレーズを策定し、市民と行政との協働によるまちづくりの更なる発展を目指します。

●市民と職員合同の協働研修会の実施

これまで進めてきた職員協働研修会に加え、新たに市民と職員合同の協働に関する研修会を実施することで、市民と職員が協働に対する理解と認識を深め、より実践的な方法をいっしょに考える機会を確保します。

●協働のまちづくりハンドブックの作成

蕨市と市民活動団体・NPO法人などが共通の理解のもとで協働事業を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施等に関する仕組みなどをまとめた協働のまちづくりハンドブックを作成します。

●協働事業提案制度の充実

市民と行政が協働で地域課題の解決を図る、協働事業提案制度について、引き続き事業を推進していくとともに、既に実施された事業の成果や課題などを踏まえ、必要に応じ、制度の見直しを行います。

●市民参画手法に関するマニュアルの作成

職員向け協働マニュアルに続き、意見交換会、ワークショップ、意向調査といった市民参画手法についても実施マニュアルを作成することで、職員の理解を促し、市民参画の推進を図ります。

市民・事業者等との連携強化

●民間企業等との連携協定の締結

市の最上位計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンに掲げる各施策の推進を図り、だれもが住みやすいまちを目指すため、各分野において、蕨市のまちづくりにご協力いただける民間企業や大学、NPO法人などと連携協定を締結します。

●つながるバンクの活性化

趣味や仕事、生活などを通して身に付けた知識や技術などを社会に役立てたいと思っている人と、それを必要としている人をつなげる、わらび市民活動人材ネット「つながるバンク」の活性化を図るため、公民館講座との連携や、つながるバンク登録者の知識や技術などを発表する場の提供を行います。

●コミュニティビジネスへの支援と空き店舗の有効活用

コミュニティビジネスの起業を促進するため、コミュニティビジネス講座の開催や、専門家による個別相談などを継続して実施するとともに、蕨市空き店舗有効活用事業補助金や、国、県の支援メニューの活用も促しながら、市内での起業につながるよう支援します。

●民間事業者との連携による窓口サービスの充実

市の窓口で行っている住民票や印鑑登録証明書などの発行について、コンビニでの発行を検討するなど、市民の利便性の向上を図ります。

●自助・共助による地域防災力の強化

市民一人ひとりの日頃の備えや地域コミュニティの連携による地域防災力の強化に向け、自主防災会による防災訓練の充実や土のうステーションの設置などに努めます。

●地域力を活かした防犯・交通安全まちづくりの推進

警察などの関係機関はもとより、地域コミュニティや民間企業等との連携を強化し、キャンペーンやパトロールなどの啓発活動を展開するとともに、自主的な活動への支援を引き続き行い、地域力を活かした防犯・交通安全まちづくりを推進します。

●市民との協働による健康まちづくりの推進

幅広い世代に対応した健康づくりを支援するため、健康アップセンターの養成を継続し、健康アップセンター等の協力のもと健康意識を高める事業を推進するとともに、民間事業者と連携した健康教室を実施するなど、協働による健康まちづくりを推進します。

まちの魅力の創出と発信

●蕨ブランドの創出

蕨の魅力を高め、イメージアップにつながる商品等を蕨ブランドとして認定する仕組みを検討するとともに、日本一早く実がなる「わらびりんご」や蕨の誇る伝統的な織物「双子織」など、本市の地域資源を活用した地域ブランドの創出や育成などを効果的に進め、市民が愛着を持てるまちを目指します。

●マスコットキャラクター・市歌等の有効活用

市のマスコットキャラクター「ワラビー」などを有効活用し、市内外へ向けてPRを展開していきます。また、蕨市歌等の周知活用策を検討し、郷土愛や市への愛着心の向上を図ります。

●まちのイメージアップに向けた積極的な情報発信

広報蕨、市ホームページなどさまざまな情報発信媒体を活用し、より充実した市政情報や地域情報を提供します。また、市内外に蕨市の魅力を幅広く発信するため、新たにインターネットによる動画配信を行うとともに、市内公共施設等を活用したロケーションサービスを推進し、まちのイメージアップを図ります。

2. 職員力・組織力の更なる向上

市民から信頼され、市民とともに歩む行政であることを基本としながら、地方分権や少子高齢化など、社会経済状況が変化するなかで多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに対応していくため、行政の職員力と組織力を高め、行政サービスの向上を目指します。

接遇向上運動の推進

●窓口応対等に関する市民評価の実施

市民満足度の向上につながるように、職員の窓口応対等に対する市民

評価を実施します。

●接遇に関する各種研修の実施

職員一人ひとりの市民に対する接遇を更に向上させるため、各種研修を実施します。

職員の能力開発機会の充実

●講師養成講座への職員派遣

職員の能力開発の機会を充実させるため、各種研修制度の講師養成講座に職員を積極的に派遣します。

●職員の資格取得支援制度の検討

職務の専門性を高めるため、職務に係る資格取得に必要な費用について市が助成するなど、職員の資格取得に対する支援について検討します。

職員提案制度・業務改善運動の活性化

●職員提案制度の提出月間・表彰制度の創設

各業務に対して職員が改善意見を提案できる職員提案制度について、活性化を図るため、提出月間や優秀な提案に対する表彰制度を創設します。

●業務改善運動の更なる展開

身近な改善事例を各職員が応募し全庁的に改善事例の共有を行う業務改善運動について、斬新なアイデアを発掘できるように更なる展開を図ります。

簡素で機動力のある組織管理

●部課長方針の更なる活用

目標を明確にした業務管理を徹底するため、引き続き、部課長方針を作成するとともに、その検証結果を公表し、組織力の強化に繋げます。

●少数精鋭の定員管理

地方分権の進展など、多様化、高度化、複雑化している行政需要に対応するため、職員一人ひとりの意欲と能力を高める人材育成を前提に、引き続き少数精鋭を基本とした職員の定員管理に努めます。

●効率的・効果的な組織運営

新たな行政需要や行政課題に対して的確に対応するため、必要に応じて、組織の見直しを行うとともに、引き続き、横の連携を重視した庁内部会などを設置し、より効率的・効果的な組織運営を行います。

時代に即した人事管理・制度の運用

●公務員制度改革に対応した人事管理の見直し

能力及び実績に基づく人事管理の徹底と退職管理の適正の確保など、今後、予定されている公務員制度改革に対応した人事管理の見直しを検討・実施していくとともに、再任用制度について、高齢期に合わせた多様な勤務形態と組織力の維持・向上を基本とした制度の運用を図ります。

●有用な人材の確保

市にとって有用な人材を幅広く確保するため、職員採用のあり方について常に検討し、見直しを行います。

健康で元気に働く職員・職場づくりの推進

●健康で元気に働く職員・職場づくりの推進

社会全体の高齢期雇用やメンタルヘルス対策の必要性の高まりに対応し、効率的で効果的な市の組織運営を堅持し、職員一人ひとりが高齢期まで健康で士気高くその力を発揮できるよう、職員のメンタルヘルス対策やハラスメント防止対策の充実等、更なる職場環境づくりに努めます。

大学との連携の強化

●インターンシップ研修生の受け入れ

公務に対する理解を深め、就業意欲の増進を図るとともに、大学等における教育機能の強化と創造的な人材育成の一助となることを目的として、インターンシップ研修生の受け入れを行います。

●行政課題の解決に向けた大学連携

大学が蓄積している専門的なノウハウの提供を受け、行政課題への対応や将来のまちづくりに役立てるため大学と連携して調査・研究を進めていく仕組みを作り、実施します。

3. 自律した行財政運営

厳しい社会経済状況のなか、地方分権の進展に対応しつつ行財政改革を進め、高まる行政需要に的確に応えていける自律した行財政運営を確立し、将来構想の実現に向けた取り組みを力強く推進するための基盤づくりを目指します。

公共施設等のファシリティマネジメントの推進

●公共施設等マネジメント白書の作成

公共施設等の総量や利用状況、経費など、公共施設等の実態を一元的に把握するための基礎資料となる白書を作成します。

●公共施設等総合管理計画の策定

白書に基づき、長期的視点に立った施設規模の見直しや統廃合、計画的な維持保全などの方針を示す公共施設等総合管理計画を策定します。

自主財源の確保と市税等の収納率の向上

●市税等の収納率の向上

市税や国保税については、納税相談などを通じて自主納付を促し、納税相談に応じない納税義務者に対しては、差押などの滞納処分を進めます。また、他の市債権の滞納整理についても、債権管理委員会を通じて担当課が情報交換を行うことにより、強制徴収可能な公債権は、税と同様に滞納整理を進め、その他の公債権と私債権についても、悪質な場合、強制執行により債権回収を図ります。あわせて、市民サービスの向上につながる納付方法の拡充に努めます。

●使用料及び手数料の見直し

市が設置している施設の使用料や、市が提供している行政サービスの手数料の額について、サービスの性質に応じた受益者負担のあり方を検討し、利用しない人との負担の公平性・公正性を高めるとともに自主財源の確保を図ります。

●各種媒体による広告事業の実施

自主財源の確保に向けて、公共施設への有料広告の掲載を実施するほか、各課等で取り扱う市の資産を積極的に広告媒体として活用する有料広告事業を推進します。

●ふるさと納税の促進

ふるさと納税の促進に向け、引き続き啓発活動を進めるとともに、寄附者の納税意欲につながる仕組みの検討を行います。

民間活力の積極的な活用

●新たな民間活力の導入と民間委託等の更なる推進

行政課題の解決を図るために、市が行っている業務について、内容、費用対効果、事業の実施主体の妥当性などを検証し、必要に応じて民間活力の導入を進めるとともに、引き続き民間委託等の推進を図ります。

●指定管理者制度の充実

平成17年に策定した「公の施設の指定管理者制度に関する指針」について、指定管理者制度の効果がより発揮できるよう、最新の動向に合わせた改訂を行うなど、指定管理者制度の一層の充実を図ります。

行政評価に基づいた将来ビジョンの推進

●行政評価の見直しと将来ビジョンの適正な進行管理

市の施策や事務事業を必要性、有効性、効率性などの様々な視点で評価する行政評価について、調査の改善と評価後のフォローアップを充実することで、P. D. C. Aサイクルにおける評価(Ch e c k)の実効性を高めるとともに、将来ビジョンの進行管理を行います。

蕨駅西口再開発事業の推進と市負担の軽減

●蕨駅西口再開発事業の推進と市負担の軽減

蕨駅西口再開発事業の第2・第3工区について、市の玄関口にふさわしい計画づくりを推進するとともに、市負担の軽減を図ります。

土地開発公社経営健全化

●土地開発公社経営健全化の計画的な推進

平成33年度までを計画期間とした土地開発公社経営健全化計画に基づき、蕨市土地開発公社が所有する土地の買戻しによる簿価の縮減に努め、経営の健全化を進めます。

国民健康保険制度に係る検討

●国民健康保険制度の広域化への対応についての検討

国において進められている国民健康保険制度の広域化について、その対応に関する検討を行います。

4. 推進項目一覧

◎=目標年度 ☆=計画期間内での検討又は実施

柱	推進項目	実施項目	目標年度					担当部署
			27	28	29	30	31	
1 協働の更なる推進	協働の環境づくり	・協働推進月間の創設	◎					市民活動推進室
		・市民と職員合同の協働研修会の実施	→	◎				市民活動推進室
		・協働のまちづくりハンドブックの作成	→	→	◎			市民活動推進室
		・協働事業提案制度の充実	→	→	→	◎		市民活動推進室
		・市民参画手法に関するマニュアルの作成	→	◎				政策企画室
	市民・事業者等との連携強化	・民間企業等との連携協定の締結	☆					政策企画室 関係課
		・つながるパンクの活性化	→	→	◎			市民活動推進室 生涯学習スポーツ課 各公民館
		・コミュニティビジネスへの支援と空き店舗の有効活用	☆					商工生活室
		・民間事業者との連携による窓口サービスの充実	→	◎				市民課 政策企画室(情報管理担当)
		・自助・共助による地域防災力の強化	◎					安全安心推進課 道路公園課
2 職員力・組織力の更なる向上	まちの魅力の創出と発信	・地域力を活かした防犯・交通安全まちづくりの推進	☆					安全安心推進課
		・市民との協働による健康まちづくりの推進	→	→	◎			保健センター 生涯学習スポーツ課
		・蕨ブランドの創出	→	◎				商工生活室
	接遇向上運動の推進	・マスコットキャラクター・市歌等の有効活用	◎					政策企画室 庶務課
		・まちのイメージアップに向けた積極的な情報発信	→	◎				秘書広報課 道路公園課 関係課
	職員の能力開発機会の充実	・窓口応対等に関する市民評価の実施	◎					人事課
		・接遇に関する各種研修の実施	◎					人事課
	職員提案制度・業務改善運動の活性化	・講師養成講座への職員派遣	◎					人事課
		・職員の資格取得支援制度の検討	→	◎				人事課
		・職員提案制度の提出月間・表彰制度の創設	→	◎				政策企画室
3 自律した行政運営	簡素で機動力のある組織管理	・業務改善運動の更なる展開	→	→	→	◎		政策企画室
		・部課長方針の更なる活用	◎					政策企画室
		・少数精鋭の定員管理	◎					人事課 政策企画室
	時代に即した人事管理・制度の運用	・効率的・効果的な組織運営	☆					政策企画室
		・公務員制度改革に対応した人事管理の見直し	→	◎				人事課
		・有用な人材の確保	☆					人事課
	健康で元気に働く職員・職場づくりの推進	・健康で元気に働く職員・職場づくりの推進	→	◎				人事課
		・インターンシップ研修生の受け入れ	☆					人事課
	大学との連携の強化	・行政課題の解決に向けた大学連携	☆					政策企画室
			27	28	29	30	31	
4 国民活力の発揮と行政運営の活性化	公共施設等のファシリティマネジメントの推進	・公共施設等マネジメント白書の作成	◎					政策企画室 建築課 庶務課 財政課
		・公共施設等総合管理計画の策定	→	◎				道路公園課 下水道課 水道部維持管理課 関係課
	自主財源の確保と市税等の収納率の向上	・市税等の収納率の向上	→	→	→	→	◎	納稅推進室 関係課
		・使用料及び手数料の見直し	→	→	◎			政策企画室 関係課
		・各種媒体による広告事業の実施	→	→	◎			政策企画室 秘書広報課 関係課
		・ふるさと納税の促進	→	→	◎			庶務課 商工生活室
	民間活力の積極的な活用	・新たな民間活力の導入と民間委託等の更なる推進	→	◎				政策企画室 関係課
		・指定管理者制度の充実	→	◎				政策企画室 関係課
	行政評価に基づいた将来ビジョンの推進	・行政評価の見直しと将来ビジョンの適正な進行管理	→	→	→	→	◎	政策企画室 関係課
	蕨駅西口再開発事業の推進と市負担の軽減	・蕨駅西口再開発事業の推進と市負担の軽減	☆					まちづくり推進室
	土地開発公社経営健全化	・土地開発公社経営健全化の計画的な推進	☆					庶務課 財政課
	国民健康保険制度に係る検討	・国民健康保険制度の広域化への対応についての検討	☆					医療保険課



「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン推進プラン

平成27年2月

蕨市経営戦略推進本部（事務局 総務部政策企画室）

住所 〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号

電話 048-433-7698

Eメール seisaku@city.warabi.saitama.jp